昭和四年四月十五日第三種郵便物認可田和四年四月十五日第三種郵便物認可

1

◇選管告示 の指々 ◇選管規則

1名 鳥取県知事選挙の立会演説会を行う町村鳥取県選挙運動管理規程の一部改正

♦告示

農地買收令書の交付に代える公示土地改良区の設立認可

次

牛の移入禁止

示

鳥取県告示第五百一号

地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画 長田好春ほか十四人の者から申請のあつた青谷町夏泊土 昭和三十二年十一月二十八日付で気髙郡青谷町大字夏泊

及び定款を審査した結果、

これを適当と認めたので、

地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 項の規定により、次のように縱覧に供する。

縦覽に供する書類の名称

縦覧に供する期間

昭和三十三年十月二十四日から同年十一月十二日まで

の二十日間とする。

気高郡青谷町青谷 縦覧に供する場所 青谷町役場

鳥取県告示第五百二号

第七十二条第一項の規定により買收することに決定した 次の土地は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) ることができない が、土地所有者の現住所が不明のため買收令書を交付す ので、 同条第四 一項にお て準用する第

第八条第四

昭和三十三年十月二十四日

鳥取県知事 遠

藤

茂

土地改良事業計画書の写

(=)定款の写 公布する

昭和三十三年十月二十四

H

鳥取県選挙管理委員会委員長

武 井 正

推

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに

選挙管理委員会規則

昭和33年10月24日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第2966号 五十条第三項の規定により、 Ξ 東伯郡大栄町大字下種字野田東平七二四ノ四 米子市東山 土地の所在及び対価等 所 買 計 対価の支払方法 昭和三十三年十月二十四日 在 收 郡 Ø 市 期 大字上種字円山坂ノ下モ五九三ノニ〃 刞 H 24 村 大 供託する 昭和三十三年十二月十五日 字 その内容を告示して交付に代える。 字 地 番 爲 収 県 " Ш 知 況 目 土 Щ " " 事 二、四二六 1,000 面 、 三 六 步 遠 1100 積 藤 対 =; 二、三三四 三六円 \bigcirc 九〇 価 東伯郡大栄町上 米子市勝田 所有者の住所氏名 茂 村岡 坂町尾二 種 利七明 T. 登 ふ.

牛の流行性感冒予防に関する規則 鳥取県告示第五百三号

(昭和二十六年八月鳥

を受ける者を除く。

)」を削る。

第七条第三項中

(県の議会議員の選挙に関して検印

第八条第三項中「立会演説会を開催する市町村の委員

第2966号

取県規則第五十二号)第一条の規定による移入を禁止す

鳥取県知事

る区域として熊本県を指定する。 昭和三十三年十月二十四日

遠

藤

茂

章中「市町村の委員会」という。 会」を「立会演説会を開催する市町村の委員会

)に改める。

(以下本

第十四条第三項中「法第百五十六条の二第三項」を 第九条中「立会演説会を開催する」を削る。

法第百五十六条の二第四項」に改める。

及び党派別」に改め、同条第二項中「立会演説会におい て演説する候補者の氏名及び党派別の記載の順序は、 すべき日時及び会場並びに演説を行うべき候補者の氏名 とする候補者の氏名及び党派別」を「立会演説会を開催 第十六条第一項中「立会演説会において演説をしよう

る欠席の届出がなされたため演説を行うべき候補者の数 第二十三条の二第三項中「当該立会演説会は行 しの下に、 「候補者から第二十条第一項の規定によ わ な

3

員会規則第三号)

の一部を次のように改正する。

(昭和三十年鳥取県選挙管理委

V·

鳥取県選挙運動管理規程

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する

び党派別の掲示の掲載の順序は、

」に改める。

を「法第百五十八条の規定によつて行う候補者の氏名及

この規則は、

公布の日から施行する。

第2966号

選挙管

理委員会告

示

が二人に達しなくなつたときも、また同様とする。

L___

を

加える。 中「前条第四項」を「前条第五項」に改める を辞したため演説することができなくなつた場合におい 又はアル 「前条第二項本文及び第三項前段」に改め、同条第二項 第二十三条の二第四項中「又はその候補者であること 第四十三条の次に次の一条を加える。 第四十条第一項中「平仮名」の下に、 第二十三条の三第一項中「前条第二項本文の規定」 ては、 出がなされた場合においては、一 登載することができる。 くは候補者から第二十条第一項の規定により 」を「又はその候補者であることを辞 に改める。 「外国語の略

欠席の

届

明等の事由により配付が困難なときは、

当該世帶につ

を

L

若し

該選挙に用りべき当該市町村の選挙人名簿に記載された 第四十五条第二項中「選挙人の属する各世帶」を

関する事項の周知及び棄権防止のために必要な事項を第四十三条の二 選挙公報には、その余白に当該選挙に ハベツト、アラビヤ数字」を加える。

> 同条第五項とし、 条第三項中「前項」を「第二項」に改め、 者の属する世帯 3 おいて、 前項の規定により選挙公報を世帯に配付する場合に その世帯の他の選挙区 (以下 同条第二項の次に次の三項を加える。 111 帶 とい への移転又は住居の不 5 同条第三項を 一に改め、 īī

いては、 に居住する市町村の委員会に申し出て選挙公報の交付 帯に属する選挙人は、 を受けることができる。 前項の規定により選挙公報の配付を受けなかつた世 選挙公報の配付は行わない。 第二項の規定にかかわらず、 現

第五十二条第四項の次に次の一項を加える。

語

5

中「市町村の委員会」とあるのは、 せた一開票区を設けた場合においては、 の規定により定められた町村の委員会又は県の委員会 が指定する町村の委員会」と読み替えるものとする。 法第十八条第二項の規定によつて数町村の区域を合 「令第七十条の二 前四項の規定

伯 南町、 根雨町、 江府町、 溝口 町

昭和三十三年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長

武井正雄

鳥

取 県 公 報

おいて、

昭和三十三年十一月下旬執行予定の鳥取県知事の選挙に

立会演説会を開催する町村を次のとおり指名し

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

立会演説会を開催する町村

岩美郡 八頭郡 郡家町、 国府町、 岩美町 八頭村

河原町、

若桜町、

用瀨町

昭和33年10月24日 金曜日

智頭町

気高郡 気高町 鹿野町 青谷町

東伯郡 羽合町、 東郷町. 三朝町、

西伯 町 伯仙町、 岸 本町 淀江町、

西伯郡

東伯町、 赤碕町 関金町、 由良町、

名和 町

日野郡

634